

第三十二号議案

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

江戸川区公共溝渠管理条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「あつて」を「あつて」に改める。

第六条第二号中「、形状」を「及び形状」に改める。

第七条ただし書中「もつて」を「もつて」に改める。

第八条第二項中「同条」を削る。

第十条第三号中「、看板類」を「又は看板類」に改める。

第十一条第一号中「出入する為」を「出入りするため」に改める。

第十九条第一号中「開始しなかつた」を「開始しなかつた」に改め、同条第二号中「得られなかつた」を「得られなかつた」に、「着手しなかつた」を「着手しなかつた」に改め、同条第三号中「設立しなかつた」を「設立しなかつた」に改める。

第二十条中「改築」を「改築させ、」に改め、同条第五号中「起つた」を「起こつた」に改める。

別表公共溝渠使用料の表第一種の項中「橋梁^{りょう}」を「橋梁^{りょう}」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に改め、同表第二種の項中「橋梁^{りょう}」を「橋梁^{りょう}」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表第三種の項から第五種の項までの規定中「六九〇円」を「七二〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に許可を受けた使用及び施行日前に許可を受けた使用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る使用について適用する。

（説明）

使用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、公共溝渠の使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。